

令和6年度 第1回益田市地域公共交通活性化協議会 資料

開催日時： 書面開催

令和6年6月18日配布

1. 議題

- (1) 令和5年度 事業報告について
- (2) 令和5年度 収支決算報告について
- (3) 令和6年度 事業計画（案）について
- (4) 令和6年度 収支予算（案）について
- (5) 令和7年度 地域公共交通確保維持事業における補助申請について

議題第1号

令和5年度 事業報告について

【協議会の開催】

○令和5年7月28日 第1回協議会開催 27名出席

[承認事項]

- ・令和4年度事業報告について・・・・・・・・・・・・・・・・承認
- ・令和4年度収支決算報告について・・・・・・・・・・・・・・・・承認
- ・令和5年度事業計画（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・承認
- ・令和5年度収支予算（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・承認

[協議・依頼・報告]

- ・役員の改選について
- ・益田市地域公共交通計画の変更について

○令和5年12月6日 第2回協議会開催 書面審議

[協議事項]

- ・益田市地域公共交通計画の変更（案）について

○令和6年2月9日 第3回協議会開催 25名出席

[協議事項]

- ・益田市地域公共交通計画（案）に関する第2回益田市地域公共交通活性化協議会（書面開催）での意見及び回答について
- ・パブリックコメントの実施結果及び回答について

[報告事項]

- ・地域公共交通について

【事業】

○市内タクシー事業者連絡先一覧カード

- ・市内のタクシー事業者・及び介護タクシーの連絡先が記載されたカードを市役所の窓口職場や病院・薬局等に配布（4,500枚）

○運転手の処遇改善に伴う広報

- ・令和6年4月の自動車運転手の改善基準告示の改正に伴い、運転手の労働環境が改善されることについて、市公式ウェブサイトにて周知

○二条地区乗合タクシー実証事業に関するアンケート

- ・生活バスから乗合タクシーへの移行に伴い、実証事業の内容に対するアンケートを実施（配布数200世帯・回答数109世帯・回答率54.5%）

議題第2号

令和5年度 収支決算報告について

1 収入の部

(単位 円)

款	項	目	節	予算額	決算額	差額	備考
補助金	補助金	補助金	市補助金	400,000	298,670	101,330	差額は益田市に戻入
繰越金	繰越金	繰越金	前年度繰越金	452	452	0	
諸収入	諸収入	諸収入	雑入	548	1	547	
計				401,000	299,123	101,877	

2 支出の部

(単位 円)

款項目節	予算額	流用額	予算現額	決算額	差額	備考
運営費	238,000	0	238,000	231,030	6,970	
会議費	215,000	0	215,000	209,584	5,416	
会議費	215,000	0	215,000	209,584	5,416	
報酬費	165,000	0	165,000	159,840	5,160	報酬：154,947 源泉税：4,893
旅費	50,000	0	50,000	49,744	256	旅費 2回分
需用費	0	0	0	0	0	
事務費	23,000	0	23,000	21,446	1,554	
事務費	23,000	0	23,000	21,446	1,554	
旅費	0	0	0	0	0	
需用費	3,000	△2,000	1,000	0	1,000	
役務費	20,000	2,000	22,000	21,446	554	切手代：19,906 振込手数料：1,540
事業費	162,000	0	162,000	67,640	94,360	
事業費	162,000	0	162,000	67,640	94,360	
事業費	162,000	0	162,000	67,640	94,360	
報償費	0	0	0	0	0	
旅費	0	0	0	0	0	
需用費	160,000	△7,000	153,000	59,400	93,600	タクシー事業者連絡先 カード作成費
役務費	2,000	7,000	9,000	8,240	760	郵券料等
予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	
予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	
予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	
予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	
歳入合計	401,000	0	401,000	298,670	102,330	

3 繰越金

収入額 299,123 円

支出額 298,670 円

差引額 453 円(翌年度へ繰越)

監査報告書

令和5年度益田市地域公共交通活性化協議会収支決算について監査の結果、収入及び支出の執行は適正であったので報告します。

令和6年4月26日

監事 益田地区タクシー共同組合

藤原 政志 

監事 ときめきの里 真砂

村岡 宙 

議題第3号

令和6年度 事業計画（案）について

★益田市における地域公共交通の活性化を図る為の施策についての協議及び、施策の実施に係る連絡調整を行う為の協議会開催

- [協議内容]
- ・住民の日常生活に必要不可欠な交通手段の確保に関する事
 - ・地域の実情に沿った持続可能な公共交通体系の構築に関する事
 - ・公共交通の利便性の向上と利用促進に関する事

項目	期 日	内 容
調査活動	令和6年 4月～	現地に出向き公共交通利用者へヒアリング
利用促進	令和7年 1月～	益田市公共交通マップ作成
啓発活動	令和6年10月～	路線バス・タクシー 乗り方教室の開催
会 議	令和6年 6月 令和6年10月（予定） 令和7年 2月（予定）	第1回協議会開催（書面） 第2回協議会開催 第3回協議会開催

議題第4号

令和6年度 収支予算(案) について

1 収入の部

(単位 円)

款	項	目	節	予算額	前年度	差額	備考
補助金	補助金	補助金	市補助金	400,000	400,000	0	
繰越金	繰越金	繰越金	前年度繰越金	453	452	1	
諸収入	諸収入	諸収入	雑入	547	548	△1	
計				401,000	401,000	0	

2 支出の部

(単位 円)

款	項	目	節	予算額	前年度	差額	備考
運営費				238,000	238,000	0	
	会議費			215,000	215,000	0	
		会議費		215,000	215,000	0	
			報酬費	165,000	165,000	0	協議会開催
			旅費	50,000	50,000	0	協議会開催
			需用費	0	0	0	
	事務費			23,000	23,000	0	
		事務費		23,000	23,000	0	
			旅費	0	0	0	
			需用費	3,000	3,000	0	コピー代等
			役務費	20,000	20,000	0	郵券料、振込手数料
事業費				162,000	162,000	0	
	事業費			162,000	162,000	0	
		事業費		162,000	162,000	0	
			報酬費	0	0	0	
			旅費	0	0	0	
			需用費	160,000	160,000	0	公共交通マップ作成
			役務費	2,000	2,000	0	郵券料
予備費	予備費	予備費	予備費	1,000	1,000	0	
計				401,000	401,000	0	

議題第5号

令和7年度 地域公共交通確保維持事業における補助申請について

昨年度に開催した当協議会において、令和7年度以降も地域間幹線系統に対する国の補助制度（地域公共交通確保維持事業）を活用するため、交通計画の改定を行ったところですが、本年度より計画本体とは別に、計画別紙の策定が必須となりました。

計画本体には路線バス全体の利用者数目標等を設定（本体計画 p.98～）しておりますが、計画別紙には、より詳細な補助対象の幹線系統路線毎の目標値を、沿線市町と整合性を図ったうえで設定しております。

また、令和7年度申請より申請主体が島根県生活交通確保対策協議会から当協議会に移行し、当協議会での承認が必要となりました。

つきましては、計画別紙を含めた申請書類一式（※）の内容に関しまして委員の皆様方にご審議いただきますようお願い申し上げます。

※委員の皆様にご審議いただく資料【申請書類一式】

- ・地域間幹線系統確保維持計画認定申請書 [資料1](#)
- ・地域公共交通計画表紙（下記別紙関係部分を添付） [資料2](#)
- ・別紙 [資料3](#)
- ・別添（生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体・定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項） [資料4](#)
- ・表1（地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）3カ年度分） [資料5](#)
- ・表2（地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域幹線系統用）） [資料6](#)
- ・表6（車両の取得計画の概要）3カ年度分 [資料7](#)
- ・表7（車両の取得を行う事業者）3カ年度分 [資料8](#)
- ・チェックシート [資料9](#)

◎これまでの経過

令和2年11月に「地域公共交通計画の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）が行われました。

法改正に伴い、地域間幹線系統に対する国の補助制度（地域公共交通確保維持事業）を活用するためには、補助系統の地域の公共交通における位置付けや、補助事業活用の必要性等について、益田市地域公共交通計画への追加記載が必要となったため、令和5年度に当協議会において交通計画の改定（必要項目の追加記載）を行いました。

平成21年3月16日制定

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条1項に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うため、益田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施の検証に関する協議
- (4) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施状況に係る報告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法第2条第1号に規定する地域公共交通に関し必要な協議として協議会が認めるもの。

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 益田市長又はその指名する者
 - (2) 公共交通事業者
 - (3) 道路管理者
 - (4) 公安委員会
 - (5) 住民又は利用者の代表
 - (6) 学識経験者
 - (7) 島根運輸支局長又はその指名する者
 - (8) 島根県知事又はその指名する者
 - (9) その他益田市が必要と認める者
- 2 前各号に掲げる委員（学識経験者を除く）については、協議会に代理人を出席させることができる。
- 3 第1項に掲げる委員の他に、協議会が必要と認める者を、オブザーバーとして召集することができるものとする。

(協議会委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、令和2年度は令和3年4月30日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、会長、副会長1名及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、委員の中から互選により選任し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長の指名により選任し、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故がある場合には、その職務を代理する。
- 4 協議会は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。
- 5 協議会の議決を要する事項については、出席委員の2/3以上をもって決する。

- 6 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合は、非公開とすることができるものとする。
- 7 協議会の事務局は、益田市政策企画局連携のまちづくり推進課に置く。事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(財務に関する事項)

第7条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び旅費)

第8条 委員等が協議会の会議等に参加したときは、日額6,400円の報酬及び、実費相当額の費用弁償を支給し、学識経験者については会長が別に定める。但し、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、県、市の常勤職員
- (2) 全号に掲げるもののほか、申し出のあった委員

(監査)

第9条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議が解散した場合の措置)

第10条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月16日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年7月13日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。